

ブロードバンドワイヤレスフォーラム設置規約

(名 称)

- 第1条 本会は、ブロードバンドワイヤレスフォーラム（以下「フォーラム」という。）と称する。
- 2 英語名称は、Broadband Wireless Forum と称する。

(目 的)

- 第2条 フォーラムは、新たな無線通信技術を用いたシステムやサービスの早期実用化及び国際展開を図るため、新たな無線通信技術に関する研究開発、調査、情報の収集、関係機関との連絡調整、普及啓発活動等を行い、新たな電波利用システム及びサービスの健全な発展に寄与することを目的とする。

(活 動)

- 第3条 フォーラムは、前条の目的を達するため次の活動を行う。
- (1) 新たな無線通信技術に関するテストベッドを活用した研究開発
 - (2) 新たな無線通信技術に関する調査
 - (3) 新たな無線通信技術に関する情報の収集、交換及び提供
 - (4) 新たな無線通信技術に関する関係機関との連絡調整
 - (5) 新たな無線通信技術に関する普及啓発
 - (6) その他フォーラムの目的を達成するために必要な活動

(会 員)

- 第4条 フォーラムは、一般社団法人YRP研究開発推進協会（以下「YRP協会」という。）の会員であって、フォーラムの目的に賛同し、フォーラムの入会の承認を受けた個人及び団体である会員をもって構成する。
- 2 前項に掲げる会員のほか、フォーラムの活動に必要と認められる学識経験者や関連機関等であって、運営委員会の承認を受けた者もフォーラムに参加することができる。
- 3 フォーラムにおける議決権の取扱については、YRP協会の設置要綱を準用する。

(入退会)

- 第5条 フォーラムへ入会しようとする者は、書面をもって申し込み、運営委員会の承認を受けなければならない。

2 フォーラムを退会しようとするものは、書面をもってその旨を届け出なければならない。

(役員)

第6条 フォーラムには次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

2 会長はフォーラムを代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 役員は、総会において会員の中から選任する。

5 役員の任期は、選任された総会の次の定期総会までとする。ただし、再任を妨げない。

6 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任が選出されるまでは、その職務を行わなければならない。

(総会)

第7条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、定期総会を毎年度1回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催する。

3 総会は、総会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

4 総会は、会長が主宰し議長を務める。

5 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 総会は、フォーラムの設立及び解散を議決するほか、次の事項を議決する。

(1) 本規約の改正

(2) 運営方針の決定

(3) その他フォーラムの運営に関して重要な事項の決定

7 総会は、必要に応じて、書面又は電子メール等による開催とすることができる。また、やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、他の出席会員を代理人として評決を委任することができる。この場合、評決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

(アドバイザーグループ)

第8条 フォーラムには、アドバイザーグループを置くことができる。

- 2 アドバイザーグループは、アドバイザーをもって構成し、会長が統括する。
- 3 会長は学識経験者等にアドバイザーを委嘱する。
- 4 アドバイザーグループは、フォーラムの活動に関して幅広い観点からフォーラムに助言を行う。

(顧問)

第9条 フォーラムには若干名の顧問を置くことができる。

- 2 会長は、フォーラムの運営に功労のあった者に対し、顧問を委嘱できるものとする。
- 3 顧問は、フォーラムの運営について、役員の諮問にこたえ、又は意見を具申する。

(運営委員会)

第10条 フォーラムに、運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員をもって構成する。
- 3 委員は、会長が会員の中から指名する。
- 4 委員会には委員長を置く。委員長は、会長が委員の中から指名する。
- 5 委員会は、委員長が必要と認めたときに開催する。
- 6 委員会は、フォーラムへの入会申込みを承認するほか、フォーラムの運営に関して重要な事項について総会に提案し、及び委員長が必要と認めた事項について決定する。
- 7 委員会委員の任期は、会長から指名された日から次の定期総会までとする。ただし、再任を妨げない。

(部 会)

第11条 フォーラムは、運営上必要があるときは、委員会の議決により部会を設置することができる。

- 2 部会には、部会長を置く。
- 3 部会長は、委員会委員長が会員の中から指名する。

(事務局)

第12条 フォーラムに事務局を置く。

- 2 フォーラムの事務局は、YRP協会事務局が務める。

(その他)

第13条 フォーラムは、第3条に定める活動の実施に当たって、実験・シンポジウムの開催等、特別な予算措置を必要とする活動を実施しようとする場合には、必要に応じて、当該活動に必要な実費を賛同が得られた会員から徴収することができる。

第14条 この規約に定めるもののほか、フォーラムの運営上必要な事項は、別に定めるところによる。

第15条 フォーラムの年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

附 則

- 1 この規約は、2009年7月3日から施行する。
- 2 設立総会に出席し、本規約を承認した者は、第5条第1項の規定に代えてフォーラムの会員になったものとする。
- 3 前項の規定は、設立総会の日以前から入会希望を書面をもって表明していた者に準用する。
- 4 フォーラムの設立初年度は、設立総会の日（2009年7月3日）に始まり、2010年3月31日に終わるものとする。
- 5 この規約は、2013年5月31日から施行する。
- 6 この規約は、2022年8月1日から施行する。